

その投資大丈夫ですか？

【事例1】

1ヶ月前に自宅に、外国の金採掘業者に投資するファンドの案内が送られてきた。その後、投資専門会社、資金を融資する金融機関、消費者被害相談を名乗る団体から次々電話があり、「この投資は大丈夫」、「必ずもうかります」などという言葉を用い、50万円分を契約し銀行振込で支払った。後日、配当として金1gが送られてきた。本当に信用できるだろうか。(60代 女性)

【事例2】

電話で業者から「上場すれば高額で売れる」と勧誘を受け、投資組合と未公開株の購入契約をした。総会資料が届くこと、現在も連絡が取れることから安心していましたが、一向に上場にならない。最近、他の投資で被害にあったので心配になってきた。未公開株は安心か、今後どうすればよいか。(80代 男性)

最近、高齢者や主婦を狙ったファンド型投資商品や未公開株などによる詐欺的な投資に関する相談が数多く寄せられています。

相談事例からすると、事業者は最初のうちは配当を渡し、運用実績が上がっていることを装うなどし、出資者を安心させ、ある程度の出資金が集まったところで連絡が取れなくなるというケースが多いです。いったん投資に関する契約を締結してしまうと、契約条項に拘束されること、急に事業者と連絡がつかない場合などもあり、一般的には支払ったお金を取り戻すのは困難です。

怪しいもうけ話には「絶対に耳を貸さない、手を出さない！」ことが大切です。

また、過去の損失を取り戻してあげるなどと誘い、消費者に新たな投資資金、委託手数料を負担させたりする「二次被害」にも十分な注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

- ①投資には必ずリスクが伴い、「絶対もうかる」などということはありません。
- ②しつこい電話勧誘は、早めに「興味がありません」などとはっきりと断り、電話を切りましょう。
- ③家族や知人に意見を聞くなどし、契約に当たっては慎重に検討しましょう。
- ④契約する前、契約した後、「おかしいかも」と思ったら、お近くの消費生活センターに相談してください。

(問合せ先) 行田市消費生活センター(市役所内・内線495)または
埼玉県消費生活支援センター春日部048-734-0999